○少年非行防止・保護総合対策推進要綱

平成 17 年５月９日
少　第　２３２　号
警　察　本　部　長

少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について（通達）

近年における厳しい少年非行情勢を踏まえ、少年非行を未然に防止し、少年の健全育成を阻害する諸々の要因から少年を保護するための取組を効果的に推進するため、少年非行総合対策推進要綱（平成９年埼例規第 80 号・少）の全部を別添のとおり改正し、平成 17 年５月 10 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

少年非行防止・保護総合対策推進要綱

第１　趣旨

この要綱は、次代を担う少年の健全な育成を図るため、少年の非行防止に向けた総合的な対策の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　基本方針

近年における少年非行情勢は厳しく、街頭犯罪をはじめとした少年による犯罪が県内治安に与える影響は大きいことから、少年非行を未然に防止し、また、非行少年の立直り支援をはじめとした少年非行防止のための多角的な取組を推進することにより、治安の回復を求める県民の期待にこたえていかなければならない。

そこで、非行少年等の検挙、補導を強化すると同時に、児童買春等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）の被害を防止するなど、少年の健全育成を阻害する諸々の要因から少年を保護するための取組を推進していく必要がある。

こうした課題に的確に対処するため、「強くやさしい」少年警察の推進に努めることを基本方針とする。

第３　用語の定義

１　この要綱において使用する用語は、少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）及び少年警察活動規程（平成 19 年埼玉県警察本部訓令第 48 号）において使用する用語の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

(1) 少年指導委員

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条に規定する者であって、少年警察ボランティアとして埼玉県公安委員会の委嘱を受けた者をいう。

(2) 初発型非行

単純な動機、かつ犯行手段が容易で、結果が軽微な非行であって、本格的な非行へと進行する可能性の高い、万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領をいう。

(3) 児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第２条に規定する行為をいう。

(4) 青少年健全育成関係ボランティア

少年警察ボランティア以外の青少年育成関係のボランティアをいう。

一部改正〔平成 19 年第 599 号、23 年第 425 号〕

第４　総合的な推進体制の確立

１　少年非行防止・保護総合対策推進本部の設置

(1) 少年非行防止・保護総合対策推進本部

ア　設置

警察本部に埼玉県警察少年非行防止・保護総合対策推進本部（以下「総合対策推進本部」という。）を置く。

イ　任務

総合対策推進本部は、非行少年等の検挙・補導及び少年非行防止・保護のための総合的な対策を検討し、その推進を図ることを任務とする。

ウ　組織

総合対策推進本部は、本部長、副本部長、幕僚及び本部員をもって構成し、少年非行防止・保護総合対策推進本部編成表（別表）に掲げる者をもって充てる。

エ　運営

総合対策推進本部は、対策会議及び対策調整会議をもって運営する。

オ　対策会議

(ｱ) 目的

少年非行防止・保護総合対策の大綱方針、統一的な戦略等について検討し、総合的かつ効果的な推進を図る。

(ｲ) 構成

本部長、副本部長及び幕僚をもって構成する。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、対策会議を構成する者以外の者に対し、対策会議への出席を求めることができる。

(ｳ) 会議

対策会議は、本部長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

カ　対策調整会議

(ｱ) 目的

少年非行防止・保護総合対策の運営計画、各部門及び各警察署の連携等に関する事項について検討し、具体的かつ戦略的な対策の推進を図る。

(ｲ) 構成

副本部長を座長とし、生活安全部少年課長を副座長とし、総合対策推進本部の本部員で構成する。

(ｳ) 会議

対策調整会議は、座長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。この場合において、検討する事項により対策調整会議を構成する者の中から出席者を指定し、又は必要により、対策調整会議を構成する者以外の者に対し、対策調整会議への出席を求めることができる。

キ　庶務

対策会議及び対策調整会議の庶務は、生活安全部少年課において処理する。

(2) 警察署少年非行防止・保護総合対策推進本部

ア　設置

総合対策推進本部において決定した事項について、管内実態に即し具体的かつ効果的に推進するため、各警察署に警察署少年非行防止・保護総合対策推進本部（以下「警察署推進本部」という。）を置く。

イ　組織

推進本部長・推進副本部長及び推進本部員をもって構成し、推進本部長には警察署長を、推進副本部長には副署長を、推進本部員には警察署長の指名する者をもって充てる。

ウ　委任

警察署推進本部の運営に関し必要な事項は、各推進本部長が定めるものとする。

2　警察署と少年サポートセンターの連携の強化

少年事件及び福祉犯の捜査、並びに少年の非行防止及び保護の両面にわたる諸施策を推進するため、警察署と少年サポートセンターの連携を強化する。

3　職員の知識等の向上

(1) 警察職員に対する教養の充実

ア　少年警察に係る実務専科等教養の機会を増やすなどにより、少年警察活動に携わる担当職員の指導教養を充実させる。

特に、少年事件の捜査に携わる警察官に対しては、体系的な少年事件捜査の指導教養の充実を図り、捜査技術の向上に努める。

イ　生活安全任用科における少年警察活動に関する教養課程の充実を図り、少年警察活動の基礎知識及び技能を習得させ、人材の育成に努める。

(2) 少年補導職員の専門知識及び技能の向上

少年補導職員については、カウンセリング技術の修得をはじめ、専門的な知識及び技能の向上を図る。

4　関係機関等との連携の強化等

(1) 関係機関等との連携の強化

地域社会が一体となった少年の健全育成の取組が推進されるよう、各々の役割を明確にした上で、学校、教育委員会、児童相談所、少年補導センター、家庭裁判所、保護観察所等の関係機関、団体及びボランティアとの連携を強化する。

(2) 学校警察連絡協議会及び学校と警察署との連絡等に関する協定の効果的な活用

学校との連携においては、特に現場における連携を緊密にするとともに、警察署ごとに設立されている学校警察連絡協議会の効果的な活用に配意する。

また、学校と警察署との連絡等に関する協定を適切に運用し、個人情報の取扱いに注意を払いつつ、少年の健全育成のための情報や意見の交換を積極的に行い、具体的な問題解決に必要な情報の共有化により、共通認識を持つよう努める。

(3) スクール・サポーター制度の積極的な活用

スクール・サポーターの派遣効果にかんがみ、市町村教育委員会、管内の中学校等に対する広報啓発活動を推進し、制度の効果的運用を図る。

5　少年警察ボランティア活動の活性化

(1) 少年警察ボランティアに対する教養の実施等

少年警察ボランティアの特性を生かし、より効果的な非行防止活動を行わせるため、必要な知識・技能を計画的に習得させる。

また、少年警察ボランティアの人材及び活動内容の多様化を図り、地域社会における自主的な少年の健全育成活動の活性化を図る。

(2) 少年非行防止学生ボランティア制度の運用

年齢が近いことなどから各種活動において少年との間に信頼関係を形成しやすいと思われる学生に対し少年非行防止学生ボランティアを委嘱し、別途指示するところにより、円滑な非行防止活動を推進する。

(3) ボランティア活動に必要な情報の発信等

少年警察ボランティアの活動をより実体的なものとするため、必要な情報の発信、助言等の支援を行う。

一部改正〔平成 23 年第 425 号〕

第５　非行防止対策

１　非行集団対策

(1) 非行集団の徹底的な検挙・解体

生活安全、地域、刑事及び交通の各部門が一体となり、暴走族やカラーギャング等の非行集団とその背後にある暴力団の取締りを行い、非行集団の検挙・解体活動を強力に推進するとともに、少年の非行集団への加入阻止、離脱支援を行い、少年の早期更生・保護を図る。

(2) 暴走族を追放する社会気運の醸成等

暴走族総合対策推進要綱（平成15年交指第270号）の規定により、暴走族を追放する社会気運を高めるとともに、車両の不正改造防止対策等を含む総合的な対策を推進する。

(3) 薬物乱用事犯の積極的な検挙補導

管内におけるライブハウスやクラブ等少年の薬物乱用の温床となる営業の実態把握及びこれらに対する視察を強化し、少年の覚せい剤、ＭＤＭＡ等の薬物乱用事案に対する徹底した検挙活動を通じ、薬物乱用事案の根絶を図る。

(4) 溜り場の解消対策の強化

コンビニエンスストア、カラオケボックス等、少年の溜り場となりやすい施設について、その実態を掌握し、効果的な街頭補導活動を実施するとともに、施設管理者に対し、施設改善、少年に対する指導、警察への通報などについて要請する。

2　不良行為少年対策

(1) 補導活動の強化等

飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為に対する街頭補導や、継続補導を積極的に推進することにより、不良行為の段階での助言又は指導を的確に行うとともに、被害少年及び要保護少年について適切な保護の措置を講じる。

(2) 効果的な街頭補導活動

警察官、少年補導員、少年指導委員等の効率的な運用を図り、効果的な街頭補導の実施に努めるとともに、青少年育成関係ボランティアや学校関係者等と連携した街頭補導の実施に配意する。

(3) 少年補導員による立入調査の実施

少年補導員については、埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）第26条第1項に基づく立入調査員として指定を受けることとし、街頭補導活動等を通じて必要に応じ適切な立入調査を行い、各種営業に関連した少年非行の防止に努める。

(4) 「少年を非行からまもる日」の効果的運用

少年を非行からまもる日の活動要領（昭和58年埼例規第18号・少）の規定により、毎月第３金曜日には、関係機関等の自主活動を促進するほか、街頭補導活動を強化する。

3　少年の規範意識の向上に資する活動

(1) 非行防止教室等による教育及び啓発

少年サポートセンターと警察署が連携し、学校との協力、支援関係を強化して、非行防止教室をはじめとする少年の規範意識の向上のための活動を推進する。

なお、その際には、指導教育の始期を小学校低学年層に置き、各年代に応じたテーマを選択した一貫性のある非行防止教室の実施に配意する。

また、薬物乱用防止教室は、非行防止教室の一環として位置付け、計画的な運営に努める。

(2) 少年柔道剣道教室の拡充

スポーツ活動を通じて少年の健全な育成を図り、規範意識を醸成するため、少年柔道剣道教室運営要領（平成10年埼例規第23号・少・教）の規定により、少年柔道剣道教室の効果的な運営を図るとともに、参加者の拡充を図る。

(3) 家庭及び地域社会による取組の支援

少年非行や犯罪被害等の実態に関する情報発信、非行防止教室等への保護者の参加促進などを通じ、家庭及び地域社会における活動を積極的に支援する。

4　的確かつ適正な捜査

(1) 的確な少年事件捜査

少年の早期立直り及び適切な被害者支援に資するため、少年犯罪に的確に対処するとともに、捜査の迅速化を図る。

(2) 事件指揮及び指導の強化による適正捜査

少年審判手続及び少年事件捜査の特性を踏まえ、少年事件選別主任者等による指揮及び指導を強化し、「非行なし」事案や手続上の問題の発生を防止するなど、適正捜査を推進する。

5　再非行防止対策

(1) 初発型非行に対する的確な対応

再非行が進むにつれ、犯罪が凶悪・粗暴化する傾向が認められることから、非行の入口とされる初発型非行に対しては、厳正に対処するとともに、的確な指導を行うことにより、再非行の防止に努める。

(2) 家庭裁判所、保護観察所との連携の強化

少年の更生及び立直りの支援を的確かつ効果的に行うため、家庭裁判所調査官、保護観察所更生保護担当者と密接な情報交換を行うなどの連携を図る。

(3) 販売防犯連絡協議会の活性化

県内の小売業者で組織する販売防犯連絡協議会への働き掛けにより、万引きをさせない店舗づくりをはじめ、地域社会に対する少年の万引き防止のための啓発活動を積極的に行う。

(4) 少年の居場所づくりの促進及び立直り支援

再非行防止に資するため、特に更生保護関係機関、団体及びボランティアとの協働の下、環境美化活動、社会福祉活動、スポーツ活動等地域の実情に即した様々な活動機会や居場所づくりを促進し、少年に地域社会の一員であることの自覚を促す。この場合において、少年クラブによる少年の社会参加活動推進要領（平成10年埼例規第９号・少）に基づく少年の自己に対する評価を高めるような社会参加活動を積極的に推進し、立直り支援活動を積極的に推進する。

一部改正〔平成20年第2725号〕

第６　少年保護活動

１　被害少年対策

犯罪被害等に遭った少年に対して、心身への影響に配意しつつ、適切な助言を行うなどの支援を行うとともに、福祉犯の被害少年については、少年の特性に応じ、一時保護、施設への入所等適切な措置を講じるよう配意する。この場合において、刑事部門との連携を図るとともに、警察署における対応が困難な事案については、少年サポートセンターとの連携を十分にとるよう心掛ける。

(1) 少年の福祉を害する犯罪からの保護

ア　福祉犯の取締り

少年を食いものにする児童買春・児童ポルノ事犯をはじめ、条例第18条の２に規定する着用済み下着等の買受等の禁止、条例第18条の３に規定する勧誘行為の禁止等の違反、覚せい剤、ＭＤＭＡ等薬物乱用事犯等、福祉犯の取締りを徹底するとともに、これらの犯罪を防止するための広報啓発活動を積極的に推進する。

イ　少年に対する暴力団の影響の排除

暴力団が関与する福祉犯の取締りや、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定に基づく暴力団への加入強要・勧誘や脱退妨害事案等に対する中止命令等の発出を徹底するとともに、埼玉県暴力団排除条例（平成23年

埼玉県条例第39号）に基づいて暴力団とかかわることの危険性についての広報啓発活動を推進し、少年に対する暴力団の影響を排除する。

ウ　インターネット上の有害コンテンツ対策の推進

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の規定を活用して、出会い系サイト等に係る違法行為を摘発するとともに、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び条例第21条の4に基づいてフィルタリングソフト（インターネット上の有害なホームページをあらかじめ登録しておいて、利用できなくする機能）の普及啓発活動等により、少年を有害なコンテンツから保護する。

(2) 児童虐待事案への的確な対応

虐待を受けた児童の迅速・的確な保護を実現するため、児童虐待のおそれのある事案への適切な対応について（平成30年少第218号）に規定するところにより、虐待事案の早期発見、通告、児童相談所長からの援助要請への支援等、児童虐待事案への的確な対応を図る。

2　少年相談活動

(1) 少年相談活動

少年非行、家出、自殺等の兆候の早期発見とその未然防止、いじめ、児童虐待等に係る被害少年及び要保護少年の保護等、少年の保護活動は広範多岐にわたるが、これらの対応の最も基本的な対策は少年相談活動であることを念頭におき、少年や保護者に対する相談活動の充実、強化を図る。

(2) 少年相談窓口の利用促進

少年サポートセンター（少年相談、親子カウンセリング、ヤングテレホン）及び各警察署の相談窓口を県民に周知し、少年及び保護者の利用を促進する。

一部改正〔平成23年第425号、30年第792号・第218号、令和6年第632号、8年第71号〕

第7　少年を取り巻く環境の浄化

1　有害図書、ピンクビラ等の有害環境の浄化

(1) 少年の健全育成を阻害する違法営業の取締りの強化

少年の健全育成を図るため、少年の健全育成を阻害する各種違法営業等に対する指導取締りを徹底するとともに、酒類、たばこ、条例上の有害図書等を少年が容易に入手し得るような環境を浄化する活動を積極的に行う。

また、自動販売機に条例上の有害図書等を収納している販売業者、管理者について、徹底的な取締りを行う。

(2) 有害ポスター・チラシ等の取締り

有害ポスター・チラシ等については、学校、ＰＴＡ、市町村、施設管理者と十分に連携して情報を収集し、埼玉県迷惑行為防止条例（昭和 38 年埼玉県条例第 47 号）、軽犯罪法（昭和 23 年法律第 39 号）、埼玉県屋外広告物条例（昭和 50 年埼玉県条例第 42 号）等の法令を多角的に活用して取締りを推進する。

２　深夜はいかいや喫煙等を助長する環境の浄化

少年指導委員のほか、青少年健全育成推進委員等の青少年健全育成関係ボランティアと緊密に連携しつつ、カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ等の深夜帯に営業する店の積極的な指導取締りを行う。

一部改正〔平成 23 年第 425 号〕

実施日　（平成 17 年５月９日少第 232 号）

この通達は、平成 17 年５月 10 日から実施する。

実施日　（平成 17 年９月 27 日務第 2310 号）

この通達は、平成 17 年 10 月１日から実施する。

実施日　（平成 19 年 12 月 26 日少第 599 号）

この通達は、平成 20 年１月１日から実施する。

実施日　（平成 20 年３月 31 日務第 922 号）

この通達は、平成 20 年４月１日から実施する。

実施日　（平成 20 年９月 30 日務第 2725 号）

この通達は、平成 20 年 10 月１日から実施する。

実施日　（平成 23 年３月 22 日務第 649 号）

この通達は、平成 23 年４月１日から実施する。

実施日　（平成 23 年８月 30 日少第 425 号）

この通達は、平成 23 年９月１日から実施する。

実施日　（平成 27 年３月 31 日務第 774 号）

この通達は、平成 27 年４月１日から実施する。

実施日　（平成 30 年３月 28 日務第 792 号）

この通達は、平成 30 年４月１日から実施する。

実施日　（平成 30 年３月 30 日少第 218 号）

この通達は、平成 30 年４月２日から実施する。

実施日　（令和５年３月 15 日務第 598 号）

この通達は、令和５年４月１日から実施する。

実施日　（令和６年３月 28 日務第 683 号）

この通達は、令和６年４月１日から実施する。

実施日　（令和６年 10 月２日務第 632 号）

この通達は、令和６年 10 月２日から実施する。

実施日　（令和８年１月 30 日少第 71 号）

この通達は、令和８年１月 30 日から実施する。

別表（第４関係）

少年非行防止・保護総合対策推進本部編成表

本　部　長	警察本部長
副 本 部 長	生活安全部長
幕　　僚	総務部長 警務部長 地域部長 刑事部長 交通部長
本　部　員	生活安全部　　生活安全総務課長 人身安全対策課長 少年課長 保安課長 サイバー対策課長 総　務　部　　留置管理課長 警　務　部　　警務課長 地　域　部　　地域総務課長

	刑　事　部　　刑事総務課長 捜査第一課長 捜査第三課長 組織犯罪対策総務課長 組織犯罪対策第一課長 交　通　部　　交通捜査課長